

付議案第 22 号

福岡市教育委員会職員の配偶者同行休業の取扱いに関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 3 年 3 月 17 日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、令和 3 年度教育委員会組織編成に伴い、所要の改正を行う必要があるので、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員の配偶者同行休業の取扱いに関する規程の一部改正

福岡市教育委員会職員の配偶者同行休業の取扱いに関する規程（平成 27 年福岡市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条第 1 項中「総務部長」を「職員部長」に改める。

○福岡市教育委員会職員の配偶者同行休業の取扱いに関する規程（平成27年福岡市教育委員会訓令第1号）の一部改正案（新旧対照表）

旧	新
(配偶者同行休業の承認又は期間の延長の申請手続) 第2条 配偶者同行休業の承認の申請は、書面により、配偶者同行休業をしようとする期間の初日の1月前までに所属長を経て <u>総務部長</u> （以下「部長」という。）を行うものとする。 2・3 (略)	(配偶者同行休業の承認又は期間の延長の申請手続) 第2条 配偶者同行休業の承認の申請は、書面により、配偶者同行休業をしようとする期間の初日の1月前までに所属長を経て <u>職員部長</u> （以下「部長」という。）を行うものとする。 2・3 (略)